

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例</p>	<p>滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例</p>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策（第6条 第11条）</p> <p>第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等（第12条 第17条の3）</p> <p>第4章 外来魚の再放流の禁止等（第18条・第19条）</p> <p>第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定（第19条の2）</p> <p>第5章 環境配慮製品の開発および普及（第20条 第22条）</p> <p>第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（第23条・第24条）</p> <p>第7章 雑則（<u>第25条</u>）</p> <p>第8章 罰則（<u>第26条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策（第6条 第11条）</p> <p>第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等（第12条 第17条の3）</p> <p>第4章 外来魚の再放流の禁止等（第18条・第19条）</p> <p>第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定（第19条の2）</p> <p>第5章 環境配慮製品の開発および普及（第20条 第22条）</p> <p>第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（第23条・第24条）</p> <p>第7章 雑則（<u>第24条の2・第25条</u>）</p> <p>第8章 罰則（<u>第26条 第29条</u>）</p>
<p>前文 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、その負荷の低減を図るために必要な琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県、レジャー利用者および事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行に関する規制その他の必要な措置を講ずること等により、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、もって琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>前文 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、その負荷の低減を図るために必要な琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県、レジャー利用者および事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行に関する規制その他の必要な措置を講ずること等により、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、もって琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

(1) 略

(2) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境に加えられる影響であって、これらの環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)～(5) 略

(6) 略

第3条から第6条まで 略

(広報、啓発等)

第7条 県は、レジャー利用者および関係事業者の琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全についての理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第8条から第11条まで 略

第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等

(プレジャーボートの航行を規制する水域)

第12条 知事は、次に掲げる水域を、プレジャーボートの航行を規制する水域(以下「航行規制水域」という。)として指定することができる。

(1) 略

(2) 略

(1) 略

(2) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境ならびに琵琶湖の利用環境に加えられる影響であって、琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境を保全し、または琵琶湖の良好な利用環境を確保する上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)～(5) 略

(6) 水上オートバイ 小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号)第2条第2項に規定する特殊小型船舶をいう。

(7) 適合原動機搭載艇 2サイクルの原動機(規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。)以外の原動機を推進機関として備えるプレジャーボートのうち、主として当該原動機を用いて推進するものをいう。

(8) 略

第3条から第6条まで 略

(広報、啓発等)

第7条 県は、レジャー利用者および関係事業者の琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保についての理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第8条から第11条まで 略

第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等

(プレジャーボートの航行を規制する水域)

第12条 知事は、次に掲げる水域を、プレジャーボートの航行を規制する水域(以下「航行規制水域」という。)として指定することができる。

(1) 略

(2) 水産動物の増殖場および養殖場ならびにそれらに隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該増殖場および養殖場における水産動物の生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要があると認められる水域

(3) 略

(4) 多様なレジャー活動に利用されている琵琶湖の水域または多様なレジャー活動に利用されている琵琶湖岸に隣接し、もしくは近接する琵琶湖の水域のうち、プレジャーボートの航行が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、琵琶湖のレジャー利用に係る良好な利用環境を確保するため、レジャー活動に係る適切な利用調整を図る必要があると認められる水域

2 略

3 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長および滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴かなければならない。

4 略

5 略

6 前3項の規定は、航行規制水域の変更または廃止について準用する。

(プレジャーボートの航行の禁止)

第13条 プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号(前条第1項第2号に係る航行規制水域における航行にあっては、第1号を除く。)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する移動のためにプレジャーボートを航行させる場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り騒音を減

2 略

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による航行規制水域の指定は、この条例の目的を達成するため必要な限度を超えてしてはならない。

4 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市の長および滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨および区域の案を公告し、その関係図書を当該公告をした日から4週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該区域の案について、知事に意見書を提出することができる。

7 略

8 略

9 第4項から前項までの規定は、航行規制水域の変更または廃止について準用する。

(プレジャーボートの航行の禁止)

第13条 プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号(前条第1項第3号に係る航行規制水域における航行にあっては、第1号を除く。)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する移動のためにプレジャーボート(前条第1項第2号に係る航行規制水域において水上スキー、ウェイクボードその他

ずるための措置を講じて航行させるとき。

ア 航行規制水域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）をする場所との間の移動

イ 航行規制水域内の停留をする場所と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の他の停留をする場所との間の移動

(2)～(4) 略

（停止命令）

第14条 知事は、前条の規定に違反して、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させている操船者に対して、当該違反行為の停止を命ずることができる。

（2サイクルの原動機の使用禁止）

第15条 プレジャーボートの操船者は、2サイクルの原動機（規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。）を推進機関（補助的な推進機関を除く。）として備えるプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

これらに類する行為として規則で定める行為のための用具を装着した人をえい航するプレジャーボートおよび同項第4号に係る航行規制水域において航行する水上オートバイを除く。）を航行させる場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り騒音を減ずるための措置（同項第2号に係る航行規制水域における航行にあつては、できる限り波を抑制するための措置）を講じて航行させるとき。

ア 航行規制水域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）をする場所との間の移動

イ 航行規制水域内の停留をする場所と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の他の停留をする場所との間の移動

(2)～(4) 略

（停止等の命令）

第14条 知事は、前条の規定に違反して、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させている操船者および航行させた操船者に対して、次に掲げる事項を命ずることができる。

(1) プレジャーボートの航行を停止させること。

(2) 航行に係るプレジャーボートを速やかに出発港その他の知事が指定する場所に移動させること。

(3) 当該違反行為のあった日に琵琶湖においてプレジャーボートを航行させることの禁止

2 前項の規定による命令については、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第12条の規定は、適用しない。

（適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートの使用禁止）

第15条 何人も、適合原動機搭載艇以外のプレジャーボート（主として帆その他規則で定める装置を用いて推進するものを除く。）を琵琶湖の水域に持ち込み、または琵琶湖において航行させ、もしくは停留させてはならない。

（適合証の表示等）

第15条の2 何人も、適合原動機搭載艇であることを示す規則で定める標章（以下「適合証」という。）を規則で定めるところにより表示していない適合原動機搭載艇を琵琶湖の水域に持ち込み、または琵琶湖において航行させ、もしくは停留させてはならない。

2 知事は、適合原動機搭載艇の所有者（適合原動機搭載艇の売買があった場合において、売主が当該適合原動機搭載艇の所有権を留保しているときは、買主。以下同じ。）または指定保管業者（県内においてプレジャーボートの保管を業とする者で、この条の規定による適合証の交付の請求等の手続に必要な情報の適切な管理および河川法その他関係法令の遵守その他のプレジャーボートの適正な保管ができるものとして知事が指定するものをいう。以下同じ。）で適合原動機搭載艇を保管するものからの請求に基づき、当該適合原動機搭載艇に係る適合証を交付するものとする。

3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出することにより行わなければならない。

(1) 請求をしようとする者の氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

(2) 船舶番号

(3) 船舶の種類

(4) 原動機の型式

(5) その他規則で定める事項

4 第2項の規定により適合証の交付を受けた者（以下「適合証被交付者」という。）は、適合証が滅失し、損傷し、またはその識別が困難となった場合その他やむを得ない事由がある場合には、規則で定めるところにより、その再交付を知事に請求することができる。

5 適合証被交付者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3項第1号、第4号または第5号に掲げる事項に変更が生じたとき（同項第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更後のプレ

ジャーボートが引き続き適合原動機搭載艇であるときに限る。)。
(2) 適合証に係る適合原動機搭載艇の所有者がその琵琶湖における使用を廃止したとき。

(3) 適合証に係る適合原動機搭載艇が適合原動機搭載艇でなくなったとき。

6 適合証被交付者は、前項第2号または第3号に該当することとなったときは、直ちに当該適合証を除去し、または抹消しなければならない。
(地位の承継)

第15条の3 適合証被交付者から適合証に係る適合原動機搭載艇を譲り受けた者(相続、合併または分割により当該適合原動機搭載艇を承継した者を含む。)は、その適合証被交付者の地位を承継する。

2 適合証被交付者である指定保管業者がそのプレジャーボートの保管に係る事業(以下「保管事業」という。)の全部を譲渡し、または適合証被交付者である指定保管業者について相続、合併もしくは分割(その保管事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その保管事業の全部を譲り受けた者または相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人もしくは分割によりその保管事業の全部を承継した法人は、その適合証被交付者の地位を承継する。

3 前項に規定する場合を除くほか、適合証に係る適合原動機搭載艇を新たに保管することとなった指定保管業者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けて、当該適合原動機搭載艇に係る適合証被交付者の地位を承継することができる。

4 前2項の規定による地位の承継がある場合を除くほか、適合証被交付者である指定保管業者が適合証に係る適合原動機搭載艇の保管をしなくなったときまたは前条第2項の指定を取り消されたときは、当該適合原動機搭載艇の所有者は、その適合証被交付者の地位を承継する。

5 第1項、第2項または前項の規定により適合証被交付者の地位を承継した者は、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第16条 略

第17条第1項 略

(指定保管業者の指定の申請等)

第15条の4 第15条の2第2項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 指定を受けようとする者の氏名および住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

(2) プレジャーボートの保管に係る施設の名称および所在地

(3) プレジャーボートの保管の方法

(4) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときおよび同項の指定を取り消したときも、同様とする。

3 指定保管業者は、第1項各号に掲げる事項(規則で定める事項を除く。)に変更があったときおよび保管事業を廃止したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前条第2項および第5項の規定は、指定保管業者がその保管事業の全部を譲渡し、または指定保管業者について相続、合併もしくは分割(その保管事業の全部を承継させるものに限る。)があった場合における指定保管業者の地位の承継について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、指定保管業者の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(適合証の不正使用等の禁止)

第15条の5 適合証は、当該適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートに使用してはならない。

2 何人も、行使の目的をもって、適合証と紛らわしい外観を有する物を製造し、または使用してはならない。

第16条 略

第17条第1項 略

2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音によって他のレジャー利用者等に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講じなければならない。

3～4 略
(勧告)

第17条の2 知事は、前3条の規定に違反している者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

第17条の3から第19条まで 略

第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定

第19条の2第1項 略

2 地域協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地域協定の目的および対象となる地域

(2) 琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境の保全を図るための措置

(3)～(5) 略

3 略

4 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、その認定に係る地域協定の対象となる地域の存する市町の長の意見を聴かなければならない。

5～10 略

第5章 略

第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

第23条第1項 略

2 審議会は、第6条第4項および第12条第3項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を調査審議する。

3 略

第24条 略

2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音等によって他のレジャー利用者等に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講じなければならない。

3～4 略
(勧告)

第17条の2 知事は、前2条の規定に違反している者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

第17条の3から第19条まで 略

第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定

第19条の2第1項 略

2 地域協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 略

(2) 琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境の保全ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保を図るための措置

(3)～(5) 略

3

4 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、その認定に係る地域協定の対象となる地域の存する市の長の意見を聴かなければならない。

5～10 略

第5章 略

第6章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

第23条第1項 略

2 審議会は、第6条第4項および第12条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を調査審議する。

3 略

第24条 略

第7章 雑則

第25条 略

第8章 罰則

(罰則)

第26条 第14条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第7章 雑則

(報告および立入調査)

第24条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、プレジャーボートの所有者、プレジャーボートの保管または揚げ降ろしを行う者その他の関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者の施設その他のプレジャーボートが所在すると認められる場所に立ち入り、プレジャーボート、船舶検査証書、小型船舶操縦免許証その他の操船者の本人確認ができる書類その他必要な物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第25条 略

第8章 罰則

第26条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 偽りその他不正の手段により第15条の2第2項の規定による適合証の交付(同条第4項の規定による請求に基づく再交付を含む。)を受けた者

(2) 第15条の5第1項の規定に違反した者

第27条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第15条の規定に違反した者

(2) 第15条の5第2項の規定に違反した者

(3) 第24条の2第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第15条の2第1項の規定に違反した者

(2) 偽りその他不正の手段により第15条の2第2項の指定を受けた者

(3) 第15条の2第5項、第15条の3第5項（第15条の4第4項において準用する場合を含む。）または第15条の4第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(4) 第15条の2第6項の規定に違反した者